

令和元年度 第1回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

1	審査会名	令和元年度 第1回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
2	日 時	令和元年7月31日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで
3	会 場	安曇野市役所3階 共用会議室305
4	出席者	宮澤会長、保尊委員、岡田委員、神戸委員、森本委員
5	事務局	金井総務部長、関総務課長、法務コンプライアンス係 高橋係長、 高橋主査、小島主査
6	公開・非公開の別	一部非公開(安曇野市情報公開条例第27条)
7	会議概要作成年月日	令和元年8月8日

協 議 事 項 等

令和元年度第1回安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

(1) 開会 (総務課長)

- ・本日の審査会は、後半の諮問事項について非公開で行う。
- ・事務局に異動があり総務部長が新しくなりましたので、後程ごあいさつをさせていただきます。

(2) 会長あいさつ (会長)

- ・本日は全委員が出席する予定のため、条例22-2の規定により会議が成立することの報告。

(3) 平成30年度安曇野市情報公開制度他の実施状況について (事務局から報告)

- ・安曇野市に対する情報公開請求は、請求件数42件公文書数2,336枚で、内訳は市長部局が40件、公文書数で2,329枚、教育委員会が2件、7枚。公文書数2,336枚の内訳は、公開が1,798枚、部分公開が506枚、不存在が7枚、取下げが7枚でした。請求者の内訳は、個人34件、法人・団体で8件。公開請求のあった公文書の主な内容は、開発事業、業務委託、事務引継書、売買契約、協定書、統計資料、指定管理者などとなっている。
- ・平成30年度安曇野市個人情報開示制度の状況について、個人情報に関する開示請求等は、市長部局が25件で、処理の内訳は、開示が14件、部分開示が9件でした。不服申立てはなし。主な内容は、市の請求者に対する市の対応に関する記録や、相続に関すること、本人の申請書、印鑑登録証明書の交付申請に関するものなどとなっている。

委員より質疑

- ・非公開件数3件はどこか。
→件数は1件で公文書の枚数が3枚となります。
- ・不存在の内容について、公文書の保存期間が過ぎてのものか、作らなくてはいけないものを作成しなかったのか。
→保存期間が過ぎたものやそもそも存在しないもの、作らなければいけなかった公文書を作成しておらず不存在としたケースはない。

総務部長から新任に伴うあいさつ (総務部長)

(4) 安曇野市個人情報保護条例の全部改正に係る意見について (事務局から報告)

- ・安曇野市個人情報保護条例が時代と比較して古くなってきているため全部改正を行いたい。そのため審査会に意見を聞いて改正手続きに入りたい。
- ・国が定めている個人情報の保護に関する基本方針では、地方公共団体が講ずべき基本的な事項として、条例の見直しに当たっては、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められるとされている。

・市としての具体的な方針としては、以下のとおりとしたい。

①個人情報の定義の明確化

個人識別符号が個人情報に該当することを明確化する。個人識別符号の定義についても行政機関個人情報保護法と同じ定義にする。

個人情報について、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含む。

個人情報に死者に関する情報を含むことは、行政機関個人情報保護法の個人情報の範囲を超えるものとされており、死者を除外する。ただし、死者に関する情報が同時に遺族に対する情報であれば、保護対象として扱いたい。

②要配慮個人情報の取扱い

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として要配慮個人情報の定義を設け、行政機関個人情報保護法で要配慮個人情報とされた情報を含むようにする。

本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識しうるようにするため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載する。また、個人情報ファイル簿を公表する。要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものであるため、収集制限は行わない。

③罰則について

個人情報保護条例に個人情報の不正な提供等に関する罰則を設ける。個人情報の取扱いに対する市民の信頼を確保するため国からの通知も出ており、検察と協議の上定めていきたい。

④オンライン結合制限

行政機関個人情報保護法ではオンライン結合を禁止していない。ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、オンライン結合制限は行わないこととする。

委員より質疑

・個人情報ファイル簿とはどういうものか。

→市で持っている情報を個人が特定できない状態に加工し利用できるようにした情報（非識別加工情報）に適する情報とはどういう情報なのかということ、市で公表しないと加工の対象が決まらないため、こういう情報が個人情報ファイル簿という形で電子データとなって加工に対応するとしていくもの。なお、国の立法措置により市の持っている情報を国で認定した機関に渡してその機関が加工して出すことが予定されており、その組織に渡すための形として管理するものが個人情報ファイル簿となる。少人数だと個人が特定されるので、人数についてもこれからの検討課題となる。

・将来的には非識別加工情報の仕組みを導入していくのか。

→国の立法措置が予定されており、条例化しなくても法での対応可能なため作成組織を通して情報の提供をしていく形で検討している。

・現段階での個人情報ファイル簿の公表はどのように行うか。

→公表の方法は決まっていなかったが、現在の個人情報事務登録簿は閲覧に供することになっている。

・ファイル簿の名前の公表か。

→そうです、内容に関しては出さない。

・基本的には国の通知を踏まえてということか、その場合不都合はないのか。

→そのとおりです、ただ地方の特性に応じて我々の条例なのでここで確認を取っていただきたい。

不都合はないと考える。

会長まとめ

- ・特に異論はないようなので、ほかに意見が無ければ条例の見直しを進めていただくことになるが、審査会としての意見提出を求められているため、どのようにすればよろしいか。
- 事務局案として、ただいま説明した方針で、かつ委員おっしゃる地方の特性に応じて必要な施策を盛り込んだ文案を作成しましたので、ご確認いただきたい。
- ・国の通知の中でここまでではできないなど盛り込まれていない項目はあるか。
- 非識別加工情報については、立法措置によるため意図的に抜いております。
- ・安曇野市の地域の特性に応じて必要な施策を実施するとは基本方針か。
- これを踏まえた通知が出ている、さらに通知を出すにあたり検討会が開かれて報告書がだされている。そのなかで地域の特性に応じて検討されたいとある項目が3か所あり、死者の個人情報、要配慮個人情報の収集制限、オンライン結合の部分。
- ・概ねよろしいようなので、審査会としての意見として進めてもよいこととする。

(議会事務局入室)

(5) 請願書・陳情書の個人情報の外部提供について(報告)

- ・議会事務局から報告書の内容について説明(議会事務局)
- ・報告書の形で今回出させていただいた。議案書、請願書・陳情書につきましては、1/31付けて諮問しまして議案書につきましてはお認め頂いた。請願書・陳情書につきましては保留となっておりますが、2月定例会に係る請願書・陳情書について議会独自の対応を行っておりますので、その対応の結果をご報告します。
- ・個人情報への配慮について、特定の個人が識別されないように発言内容に配慮すること、市民に公表するにあたっては、特に本院が非公開を望む個人情報はマスキング処理の措置を講じる。
- ・請願書・陳情書の受付時には、審査手順の説明に合わせ個人情報の取り扱いを説明、個人情報掲載についての同意の有無を確認している。
- ・議場での発言は文書表に記載のとおりと発言、委員会は同意があれば住所、氏名を発言、ない場合は市内在住者、提出者等と発言。市長・議員用配布につきましては原文のまま配布、傍聴者用は同意がなければ一部非公開、ホームページについては従前から件名と請願・陳情事項一覧表を作成して掲載している。
- ・施行時期については、2月定例会が始まった2/19とさせていただいている。

委員より質疑

- ・報告書の3行目の部分、条例第9条第1項第6号の規定に基づく外部提供を安曇野市議会は行わないとあるがこの意味が分からない。
- 1月の審査会では、請願・陳情について審査会の同意を得て外部提供をさせていただきたいと説明したが、今回は審査会ではなく本人の同意を得る運用としたのでその意味での、審査会の同意は行わないこととしたご報告となります。
- ・端的に言うと前回の審査会で保留になったので、9条1項1号本人の同意を適用させて処理をしていくということにしましたと報告をもらうことでいいか。
- そのとおりです。

会長まとめ

- ・報告のとおり運用をお願いします。ありがとうございました。(議会事務局退出)

(これより非公開とする。)(地域づくり課、財産管理課入室)

(6) 安曇野市個人情報公開条例第8条第2項第6号及び第9条第1項第6号による諮問

諮問事項① 本人の同意がない個人情報の収集(公共施設等に設置された防犯カメラによる撮影及び映像の保存)について(地域づくり課)

- ・公共施設における防犯カメラについて既設のもの一括となるが、適正な個人情報の保護を図るためご意見を伺いたい。防犯カメラについては、市長部局教育委員会それぞれの施設の所管ごと、資料1の防犯カメラの設置及び運用に関する規則に基づき設置運用している。地域づくり課は防犯の所掌からこの規則を所管しているため、施設を所管する課等に代わり説明する。
- ・市内の公共施設等に設置運用されている防犯カメラは49施設、計268台となる。今回の諮問の趣旨は、防犯カメラには不特定多数の施設利用者の容姿容貌を撮影することになるので、個人情報の収集に当たる。市個人情報保護条例8条第2項では個人情報は原則本人から収集しなければならないとされている。防犯カメラの性質上撮影範囲内に写り込む不特定多数の者全員について本人の同意を得ることは極めて困難であり、その他の場合について同条第2項第2号～5号は該当しない。
- ・今回の諮問は公共施設等における防犯カメラを運用する上で、本人の同意がない個人情報の収集について、条例第8条第2項第6号に基づきの審査会の意見を求めるものです。意見を踏まえうえて適正な個人情報の保護をする。
- ・資料1 防犯カメラの設置及び運用に関する規則の説明。防犯カメラは、犯罪を予防すること及び公共施設等への不法行為に対する法的措置に画像を利用することを目的として公共施設等に常設されるカメラをいうとされている。こちらに基づき各施設で設置、運用している。
- ・資料2 設置状況一覧表となり、施設の所管ごとに設置状況がまとめられて記載されている。これら既設の防犯カメラにつきましては、それぞれの所管において規則に沿って十分検討の上設置し運用については、カメラの周辺等に設置表示をし、記録媒体等の管理も厳重に行っている。

委員より質疑

- ・カメラの設置施設で庁舎関係は本庁舎と堀金支所のみか、また設置場所について。
→穂高支所は銀行の窓口に銀行で設置、三郷、明科は設置なし。
本庁舎のものは、手元を映したり窓口の対応を撮るといったものではなく広範囲に映るもの。
- ・人権といった部分では大丈夫かと確認した。
- ・今回の諮問の趣旨を確認したい、個別の運用についてなのか、規定どおりやっているからいいかと聞いているのか。
→今まで審査会の答申を受けていないのが現状。実際には規則に沿った運用をしているが、審査会で規則に沿った運用でいいのか、あるいは審査会の意見としてこのような運用にすべきとか、個別に全部確認をしてその上で運用していくべきだとか、その辺を含めてご意見を頂きたい。
- ・条例上このように撮った画像が実際に違反となるのか。条例の中の個人情報の定義は実施機関が保有している公文書(電子データ)となっているが、本当にそこに該当するのか。撮っていること自体に条例の適用があるのか、たとえば事故があった場合に画像処理をして情報収集し保持すれば初めて公文書のなり得るため条例が適用になるのではないか。
- ・条例2条の公文書になるかということだが、録画されているものを見せてくれと言われれば見せなければならないので、録画されたものも公文書ではないか。
- ・防犯カメラの規則は条例上の根拠はあるか。
→規則ができた経緯として、公共施設が壊される事例が相次ぎ、防犯上の抑止の意味で特定の個人映らない程度のカメラを設置したことが始まりと聞いている。実際のトラブルがあった時に

警察など外部に提供できるかとなったとき、個人情報の対応をどのようにすればいいかという率直な問いとして意見を聞いている。

・不法行為として警察に画像を提供することは問題ないとする。撮影についても、市長の写真を撮った時に写り込む人と同じではないか。

・諮問をされているので、お答えしなければならないがどの視点で答えればいいのか。

→規則に基づいて今まで運用しているがこの運用でいいかどうか、既設のもの一括で諮問した。今後新たに設置する場合の取り扱いについても合わせてご意見を頂きたい。

・規則に沿った運用が適切に行われているかどうか、たとえば撮影範囲が必要最小限とあるがどうかとか設置の表示など具体的な運用方法をもう少し話していただければ、今のままでいいのではとかここが欠けているという話になる。

・現に運用されているということであれば、この諮問は急がなくていいのか。他の自治体等の運用例を調べたりしなければならないので、直ぐというわけにはいかない。

→規則第6条で記録媒体の情報利用や第三者に提供してはならないとされているため、情報公開の請求があっても撮った画像は出せないとあるため、そもそも個人情報として馴染むのか。

・捜査機関と外部の提供には個人情報となる。

→電磁的記録に記載された個人情報の情報公開について、個人が記載されていれば開示には応じず非公開情報とする。個人情報の自己情報の開示請求は、写っている部分の静止画で開示する。

・それはこの規則の条例の定めがあるときに該当するのか。

→そういうことになります。

・画像の保存期間が過ぎて上書きされたものは不存とするのか。

→不承諾になる。個人情報の開示請求については、既に削除されているため市として保有していないという回答になる。

・何かあった時に証拠の画像を保存して初めて公文書になるということか。何もないときとの扱いの違いの差がよくわからない。

→そのとおりです、ドライブレコーダーもそうだが事故が起こらない限り常に上書きされている。

・情報の収集と収集した後の管理で管理は問題ないが、収集することそれ自体たとえば設置場所の必要性とかひとつずつ判断できない。収集それ自体の是非も答えなければいけないのか。必要最小限といっても、犯罪が多発する場所には必要性があるが、何も起こらない場所はもしものためと言ってもなかなかいいとは言えなくてすぐには答えられない。

→庁舎の防犯カメラも職員しか出入りしない場所も不審な人の出入り防犯のために撮っている。

・保育園とか公共施設は何か理由があって撮っている。

規則に基づいて施設の設置管理の責任者も各部署になるのか。

→そのとおりです。

・規則の管轄も地域づくり課でやっているのか。

→生活安全係が防犯を担当している関係でこの規則を所管しているということです。

会長まとめ

・他に質問はよろしいか。

→答申が出るまでの防犯カメラの運用について、実際に既設稼働しているがその取り扱いについてはどのようにすればよろしいか。

・止めるということも言えないので、今までどおりとしか言えない。答申を受けて初めて変える部分があれば変えればいい。

・他に今の関係で質問がなければ次の諮問に移ります。2つ目の諮問について財産管理課から説

明をお願いします。

諮問事項② 公用車に設置するドライブレコーダーによる、本人の同意がない個人情報の収集及び外部提供について（財産管理課）

- ・市の公用車には職員の安全意識の向上と事故が発生した際の事故責任の明確化や事故処理の迅速化のために、現在 53 台の公用車にドライブレコーダーを設置している。
- ・ドライブレコーダーは公用車のフロント部分に設置されており、走行時に前方の状況を録画し、その映像を一定期間保存することができますが、不特定多数の通行人等の映像を本人の同意を得ずに収集保管することになる。
- ・これらの映像は本人の同意を得ることが非常に困難となるので、安曇野市個人情報公開条例第 8 条第 2 項第 6 号により審査会の意見を求める。
- ・公用車が事故に遭遇した場合は、ドライブレコーダーに記録された映像データを、捜査機関のほか事故の当事者、保険会社にも提供することが想定されるため、同条例で制限されております個人情報の外部提供に該当することから、同条例第 9 条第 1 項第 6 号により審査会の意見を求める。今後について公用車の事故や事故に結びつく状況確認や原因究明に活用していくために、公用車の更新にドライブレコーダーの設置を進めたい。適切な設置及び管理運用を行っていくために、本日配布の要綱案により運用したい。
- ・資料 1 は現在のドライブレコーダーの概要となる、設置している所管課が 3 課ありそれぞれ記載のとおり。録画時間はそれぞれ 30～240 分程度となっている。今年度は 16 台設置予定。今後は要綱に沿って進めたいのでご審議をお願いしたい。

委員より質疑

- ・公用車は全体で何台あるか。
→今年 3 月末現在 335 台、このうち特殊車両を除くと 200 台程度あり、現在 53 台が付いている。
- ・1/3 が付いているということか。
→53 台なので 1/4 になります。
- ・今付いている 53 台はどのような管理をしているか。
→財産管理課で取り付けている 41 台のうち 39 台は共用車両で誰でも乗れる車両。
- ・誰でも乗れるということは、だれでも電子情報は抜き取れるのか。
→抜き取ることは可能だが今回の要綱で、随時抜かないような取り決めをさせてもらう。
- ・走行中写り込んだものも提供するのか。
→文書で提出を求められれば対応するが、想定しているのは公用車の事故について。
- ・個人情報保護条例に従って文書でやればということか。
・要綱 8 条で法令の定めがある場合か、現状は全部出しているのか。
→これまでのドライブレコーダーが付いていた車両が事故にあったことがないため事例なし。
- この要綱は総務課で作成した。法令又は条例に定めがある場合、こちらは個人情報保護条例の外部提供できる場合の 9 条 1 項 2 号の法令等の定めがある場合に連動している。警察から刑法 197-2 に基づく文書での捜査要請があればこの場合法令に基づく場合ということで、必要性や緊急性を考慮しデータ提供するしないを決める。一律に警察から文書で来れば出すというわけでもない。他の個人情報との関係も検討して回答する。

会長まとめ

- ・その他何かありますでしょうか。なければ諮問は以上とします、ごくろうさまでした。
(地域づくり課、財産管理課退出)

ドライブレコーダーの要綱説明（総務課）

→安曇野市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（案）の内容について詳細な説明。法形式は多くの自治体は要綱で運用している。原課も要綱を希望している。

・要綱と規則の決裁権者はどうなっているのか。

→規則は市長決裁、要綱は部長決裁となる。

・要綱なり規則のもとになる根っこの部分は個人情報保護法という理解でいいか。

→基本的には個人情報保護条例の必要な事項を定めているのがこういう要綱になる。個人情報の収集がメインとなる。

・車はだれでも乗れるがその管理はだれがやっているか。誰が乗ったかわかるのか。

→カギは警備員室で保管しており、パソコンで予約して乗る、運転者はわかる。

・データを抜き出した場合は何かに記録されるのか。

→何もない、データカードの抜き差しは確認できない。

・管理責任者は実質的に管理できるのか、職員のモラルの問題になるだろうが。

→何かあった場合は、管理責任者と管理担当者が取り出す、それ以外は触れてはならないとなっている。

(7) 審議

・答申内容の検討ということで、ご意見を伺いたい。

・ドライブレコーダーはそんなに時代の流れなのではないかと思う、ダメとは言えないはずなので。

・ドライブレコーダーについては、担当者を決めていただき答申書をお願いしたい、防犯カメラの方はいかがか。

・いつまでに答申を出せばいいのか、他の地方公共団体の実態がわからないのでと何とも言えないが、犯罪の多発があったから設置していいというのが昔はあった。現在そういう状況でないところで設置されているのがどうか、議論の対象になるため、急には難しく時間が必要である。

・ひとつずつの検討は難しい。

・安曇野市の庁舎における防犯カメラの設置状況はどのような状況か。

→市の窓口周辺のもの、ローカの上の方に付いているが来庁した際の顔が映るかと言われれば映る、画素数はデータがないが見る人が見れば顔は確認できます。

・相談者が窓口に来たことがわかるということか。

→そのとおりです。新聞記事にもあるが、安曇野市は防犯目的で福祉課を含めたフロアを広く撮影しているが、同窓口を直接撮影するカメラは設置していないとなっている。

・生活保護課とあるか、幅広いセクションの中一つの係で生保を扱っているのでは違う、そこに座ったひとは生活保護に限定されてしまう

→安曇野市は福祉部福祉課の中に生活保護担当がいる、福祉課の窓口が空いていなければ他にも座るし、特定した席に座るかかわからないし相談室も利用するため席は限定されない。

・防犯カメラを設置していると表示されなければいけない、表示があればカメラの形は関係ない。

・カメラの方は規則の妥当性はいいが個別のところはここでは調べきれない、規則が正しく運用されているとかこの規則もう少し細かく決めた方がいいとか、そういう確認をする意味あいでは何か資料を出して貰ってもいいが、ひとつひとつの妥当性をここで判断するという必要性はない。

・防犯カメラは重たいテーマなので、1回だけではダメ、もう一度9月とかにやったほうがいい。

どうということ（資料）を出していただくか決めて、どうせ運用しているので焦って出す必要がなく、もう一度審議した方がいい。

- ・現段階のものに回答を出せというのは難しい、個別のカメラについて意見を出す必要はないが、どういう設置状況かわからないと、その運用に関して意見を求めているがその運用がわからないので、意見の述べようがない。資料2のどこにいくつだけでは難しい、1個1個ということではないがある程度のもを出してほしい。これに対しての回答は難しい。

答申書の作成について

- ・話し合いの結果、ドライブレコーダーは神戸委員、防犯カメラは岡田委員に作成をお願いすることに決定した。なお、防犯カメラは早急にはできないので次までに考えることとする。
- 個人情報の収集という内容が規則で謳われていないため、その事を踏まえて規則をどう改めていくか、どのように持って行ったらいいのか非常にこまる、審査会としてはどのように持っていかししっかりと決めていかないとあいまいで答申できない。

会長まとめ

- ・今日答申にまで持っていくのは、ちょっと拙速ではないかという話もあるので、ドライブレコーダーについては答申をしていただくということにして、防犯カメラについては、規則の中のたとえば詳細の面を含めてもう少し熟度を高めていくということを踏まえて、もう一度事前に配布してあったが実情がよくわかったので、もう一度審査会をしたらいいのかどんなものか。
 - ・ドライブレコーダーの答申の原案を考えて来てもらって、次回9月か10月に審査会をやってそれも合わせて決定した方がいい。
 - ・防犯カメラもドライブレコーダーも現在運用している現行の内容をしっかりと守っていただいて運用してほしい。
- ドライブレコーダーは外部に提供している事例がまだ1件もない。ただ、今日にも事故が起こるかもしれないので、結論としてはこの要綱に基づいて運用することが妥当ということで答申は後程でも大丈夫だが、その結論だけは本日出していただけると条例に基づいて出すことができるので、その点だけご確認いただきたい。
- ・答申後に改正するならするという話で、現に規則があるので基づいて提供していただく。
- ドライブレコーダーはまだない、防犯カメラの話になる。防犯カメラの方はこれから原課を呼ぶので、次回までにこういうものとお話をしていただいて、準備の指示をいただければ原課で対応すると思う。ドライブレコーダーの方はよろしいでしょうか。
- ・ドライブレコーダーについては今回答申を出すということにする。
- 外部提供については答申前でもよろしいでしょうか。
- ・ドライブレコーダーはいいですか。
 - ・いいと思います。
 - ・要綱を作らなければいけないということか、いつ頃か。
- 要綱については、これから精査して外部提供と提供時の手続きだけ詰めればすぐに告示は可能。
- ・現在ドライブレコーダーが有って要綱がまだ無いときの手続きはどうなるか。審査会で個別案件について審議するのか。
- ひとつひとつやっている自治体もある、それを開催ということであれば緊急事案となり、今日起これば明日審査会開催となる。
- ・それが原則と思うがひとつひとつの開催は大変なこと。
- もし、結論としては妥当ということで頂ければ要綱を至急作って運用したい。
- ・今まで審議した過程の中でいかがか。

- ・要綱の決裁については、審査会の答申を踏まえて行ってほしい。実際に要綱案に従って動くのはいい。実際の作成日は答申後にしてほしい。
- 結論として、要綱案に則って運用してもいいというものをいただければと思う。
- ・他のところでは裁判所からの請求とか1件ずつ審査をした、安曇野市ではそれは原則ではないのなら、市の原則どおりにやってもらえばいい。
- 裁判所については、決裁で外部提供する。
- ・今の手続きの原則はどうなっているのか。
- たとえば明日事故が起きた時は本日の会議において、この要綱に基づいてまだ答申前ですが結論としては妥当であるというものを頂いてあるということで、外部提供できるという判断でやらせていただきたい。実務的には、それはよろしいでしょうか。
- ・根拠としては要綱に基づいてということではなくて、個人情報の通常の条例ということか。
- 答申の方向性でやらしていただくということ。
- 形のうちでは答申とは書いていなく、審査会の意見を聞いて公益上必要があるときとなっている。意見という形で暫定的なものを頂いているということで運用したい。
- ・よろしいですか、そのような取り扱いでお願いしたい。

次回防犯カメラの審査について提出資料の打合せ（地域づくり課、財産管理課入室）

- ・防犯カメラについて、中身の詳細な検証だとか図面といった資料が必要ではないかということで、答申についてもう少し時間をもらいたいということでよろしいか。
- 答申を受けるまでの間に、新しく認定こども園など施設に増設される場合があるが、そういった場合いいかどうか。
- ・それは計画どおりやっていただき、後で諮問内容それ自体を相談させていただき、どの範囲で防犯カメラについてのどのあたりについて答申を出すのか、諮問事項が本人の同意のない個人情報の収集というざっくりとしたものであったので、これを絞っていただけると絞った範囲だけ答申することもできるので、もう少し考えるということだと思う。
- ・同意がない個人情報、防犯カメラどんな場合でもOKと言えるわけではないので、抽象的にいいですよという意見くださいと言われても困る。現状1個1個のカメラについて検討することはないが、カメラの設置目的としてこういう場所に設置して、たとえばこども園だったら、明確だと思うがこども園全体としてはこういうことだとか、市の庁舎のものは大体こういう場所にあつてこうだとか、図面まで出るかわからないが映している範囲、諮問のところでは設置及び運用について意見を求めますとあるので、運用というところはカメラを回しているところ、その運用によっては問題が出てきてしまうと思うので、そこは諮問内容をどうするか兼ね合い、このとおりであればその所をもう少し詳しく出していただかないと意見が出しづらい。
- そうするとたとえば、庁舎、認定こども園、観光宿泊施設、図書館・博物館といった程度のまとまりの中で、それぞれで諮問をするといったことか。
- ・内容が共通するのであればそれはかまわない。
- ・もともと規則自体の妥当性みたいな話だった、今のこのままの状態ですると実態として少しズレがあるのではないかと、そこまでは拡大解釈をされてやっていくのは困るということになると、もう少し細かい状況を聞いてもう少しシビアになるようにする。たとえばここに必要最小限とあるが、どういう考え方の必要最小限か基準がないとわからない。ここは問題、ここまでは許容範囲というようなものを補足するようなものがあれば、もう少し文面を整理していただければいい。

→施設の整理をしていくということ、合わせて現在の規則の中でも管理の細かいことについては管理責任者を定めるとあるが、定めるというところをたとえば認定こども園なり図書館なりといったところの所管でそれぞれ明確な形に、場合によっては要綱でといった形を今後整えていきたい。

- ・概ねの答申のイメージはあるのか、どのような答申がほしいか。狙いとしてこういうところを書き込んだ答申がもらいたいという話ではないのか。
- ・各設置しようとする施設を入れるのではなくて、ここの施設についてはこういうことをと、何か詳細に付け加えておいていただくということか。
- ・実態としてわからないので、たとえば認定こども園の設置箇所は、こういう考え方でこういう所に設置してその情報はこのように使うという、そういう基本的な現状を踏まえた話を伺えれば、それはまずいとかわいいかなる。
- ・設置場所とかまで規則という必要は全くない、どういうふうを考えて置いているのか明らかにしてもらえれば、それに対していいのか拙いのかという意見は出る。

→犯罪の予防が一番の目的で広い意味になる、いろんな犯罪も職員に対する暴行とか、こども園であれば子どもの誘拐であるとか、狭義の犯罪予防ということでそれぞれの施設の方で提示をすればよいか。

- ・個別のカメラの話をするつもりはないが、個別のカメラの映している範囲が違う、窓口とかというのと、財産を壊されないためとか人のあまり入らない施設とかのものでは違う。

→設置している施設によって、たとえば文書館といった資料を保管したところでは盗難防止という目的になる。

- ・問題となるような建物がないか検証のため情報を出してほしい。
- ・そういうことで時間を頂きたいということですので、もう一度資料が整った段階で審査会を開くということによろしいか。
- ・次回の会議の時に皆さんが言っているようなある程度の資料が出てきてそれを踏まえて、こうしたいということを考えるということ。
- ・そうするとある程度準備ができないので、9月の終わりか10月初めにならざるを得ない。ちゃんと時間かけた方がいいと思う。

会長よりまとめの発言

- ・防犯カメラについては、岡田先生がやってくれるということですのでいいですか。

事務局まとめ

- ・防犯カメラについては、もう少し詳細な答申の趣旨とか目的とか内容を原課と打ち合わせする中で、岡田先生ともご協議させていただきたい。その中で次回審議をさせていただきたい。
- ・ドライブレコーダーについては、概ね提出した要綱等を見ていただく中で、ある程度方向性というか答申の案についても、神戸先生の中では少し描かれたのではないかと思うので、これについては、案を示していただく中で、また審議をしていただくということによろしいか。

委員、了承。

閉会あいさつ

これで閉めてよろしいでしょうか。長時間にわたり申し訳ございません、これをもちまして令和元年度情報公開・個人情報保護審査会を終了します。お疲れさまでした。